

平成 21 年（行ウ）第 4 9 号 公金差止請求事件

原告 小 林 収 外 91 名
被告 愛知県知事 外 1 名

意見陳述書（第一次案）

平成 21 年 7 月 29 日

名古屋地方裁判所民事第 9 部 御中

原告 加 籐 伸 久

私は、愛知県名古屋市瑞穂区に住み、ムダな木曽川水系連絡「導水路」事業に公金を使うなと県民有志で結成の市民団体「導水路はいらない！愛知の会」の共同代表・事務局長を務めるものです。

日本国憲法三原則「主権在民」にもとづき、県庁・市役所など地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図ること」と、地方自治法第 1 条の 2 で規定されています。

ところが、愛知県は百年に一度の世界的な不況に直撃され、平成 21 年度の県税収入予算は 4 9 0 0 億も減収となる厳しい財政事情にも拘わらず、長良川河口堰のムダに徳山ダム of ムダを重ね、さらにムダな「導水路」事業に 3 1 8 億円も投入しようとしています。

ご存知のとおり、法人税の比重が大きい愛知県財政は深刻で、すでに県民 1 人当たり 5 4 万円強、総合計では四兆円を超す累積借金を抱えています。県民から集めた血税は県民本位にこそ使うべきで、ムダな「導水路」事業に公金を使うな！と、県民有志で結成の市民団体「導水路はいらない！愛知の会」は、事業の中止を求めて広く県民に呼びかけ、住民監査請求の署名活動を 2 月上旬から取り組み始めました。

同時に、厳しい財政運営を強いられている愛知県は、諸般の事情を勘案し、ひょっとして「導水路事業を当分の間休止」という展開も想定されるため、県の最新の考えを質したく、2 月下旬、愛知県の「導水路」事業・担当課に懇談の機会を持っていただきました。

話し合いは、「愛知の会」からの質問で始まりしました。なぜ「導水路」事業は必要なのか？「費用と便益を含めた政策立案の討論過程を教えてください」との問いかけに、担当の職員さんのお答えは、「湧水に役立つ徳山ダムが出来て嬉しい」「出来ちゃった以上、活用しなくては」

と、思わず耳を疑うほどの理屈抜きの内容でした。

「愛知の会」では3月30日、「導水路」事業は、流水正常機能維持並びに利水とも必要性がなく、効果のない無駄な支出として、公金差止などを求め、地方自治法第242条第1項の規定にのっとり、554筆の「住民監査請求」署名第一次分を県監査委員へ提出しました。

しかし、5月13日、県監査委員は県民有志から寄せられた県民の願いに背を向け、住民監査請求について「却下」の決定をしました。却下のおもな理由は、国が決めた基本計画・フルプランにもとづく事業の妥当性を検討することは「監査委員の職務」ではないとする、監査委員自らの職務放棄ともいうべき不当・不可解なものでした。

しかし、県が却下の翌14日、「青天の霹靂」とも言うべき事態が発生しました。それは、河村名古屋市長が「導水路」事業から撤退を表明、負担金不払いを通告とのマスコミ報道でした。名古屋市の負担総額は121億円です。行政のムダを省き、ムダ遣いを許さない河村市長の信条に照らせば、この導水路事業ほどムダなものはありません。

「愛知の会」ではさっそく、河村市長の勇気ある決断は「脱ダム利水宣言」ともいうべきものと高く評価し、愛知県も導水路事業からの撤退に入るべきとの「歓迎声明」を発表しました。

一方、3県1市と国土交通省・水資源機構が構成メンバーの「木曾川水系導水路事業監理検討会」では、撤退ルールに言及することなく名古屋市の撤退声明を嫌悪・反発。旧徳山村民が犠牲の「徳山ダム」に確保された水に説明責任を果たすべき等々の脅かしとも取られかねない「バッシング」が行われております。

しかし、愛知県が「導水路」事業へ公金を支出することは、地方財政法（第4条第1項「経費の必要最小限の原則」、及び地方自治法・第14条第2項「最小経費による最大効果の原則」）に違反しています。糾弾されるべきは、税金をムダ遣いし、環境を破壊する、暴挙とも言える「導水路」事業の推進役を演じている愛知県です。

そこで、住民監査請求人の有志92名は、司法の場によって「導水路」事業の不要性を明らかにし、愛知県も名古屋市と同じ立場に立っていただかねばと、愛知県知事と同企業庁長を被告に地方自治法第242条2項「住民訴訟」を提訴しました。

出来得れば、本訴訟が判決を待たずに3県1市の撤退、いわゆる「事業の消滅」と言う形で終止符が打たれることを期待しております。

以上